

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)									
		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	備考 ¹⁾
日本 ²⁾ (労調)	JPN	43.7	43.5	42.4	40.9	42.0	42.1	42.2	41.7	41.4	a, t
(毎勤)	JPN	37.8	38.2	37.8	35.6	37.3	37.2	37.7	37.5	37.7	a, e
アメリカ ³⁾	USA	41.3	40.7	40.8	39.8	41.1	41.4	41.7	41.8	42.0	a, e
カナダ ⁴⁾	CAN	38.9	38.1	37.4	36.7	36.7	37.2	37.5	37.1	37.1	b, e
イギリス ⁵⁾	GBR	41.3	41.4	41.2	40.8	41.3	41.3	41.3	41.5	41.4	a, e
ドイツ ⁵⁾	DEU	40.8	41.2	40.6	39.1	40.1	40.4	40.2	40.1	40.0	a, e
フランス ⁵⁾	FRA	39.9	38.4	38.4	37.9	38.5	38.7	38.5	38.1	37.8	a, e
スウェーデン ⁵⁾	SWE	39.4	38.9	38.7	37.9	39.0	38.9	38.7	38.6	38.4	a, e
中国 ⁶⁾	CHN	44.7	51.1	47.9	48.5	49.0	48.1	48.2	48.9	—	a, e
香港 ⁷⁾	HKG	48.0	48.0	47.0	45.0	48.0	45.0	45.0	45.0	44.0	a, t
韓国 ⁸⁾	KOR	49.5	47.0	44.0	43.6	44.5	44.2	43.3	43.0	43.1	a, e
シンガポール ⁹⁾	SGP	50.0	50.2	50.1	49.3	50.5	50.2	50.2	50.1	49.7	b, e
タイ ¹⁰⁾	THA	50.1	—	—	—	—	51.0	50.0	49.0	49.7	a, e
フィリピン ¹¹⁾	PHL	44.7	44.5	44.4	43.4	44.4	43.9	43.6	44.4	43.8	a, e
インド ¹²⁾	IND	47.2	47.2	—	—	—	—	—	—	—	a, e
オーストラリア ¹³⁾	AUS	38.7	38.4	37.9	37.0	37.6	37.8	38.2	37.4	36.5	a, e
ニュージーランド ¹⁴⁾	NZL	38.8	39.7	39.5	38.5	37.9	38.5	38.4	39.3	39.5	b, e

資料出所 日本: 総務省(2015.1)「労働力調査」, 厚生労働省(2015.2)「平成26年毎月勤労統計調査」
 欧州: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2016年2月現在
 中国: 国家統計局(2015.1)「労働統計年鑑」

タイ, インド: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2016年1月現在

その他: 各国統計局及び労働省ウェブサイト等

- (注) 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模5人以上。
- 3) 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者を対象。
- 4) 時間外勤務を含む。
- 5) 主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。
- 6) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。各年11月の数値(2013年は9月の数値)。2000年の欄は2001年10月値。
- 7) 中位数。
- 8) 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所を対象。
- 9) 時間外勤務を含む。従業員25人以上の民間事業所を対象。
- 10) 2000年の欄は2001年の数値。2013, 2014年は第3四半期の数値。
- 11) 時間外勤務を含む。
- 12) 各年12月の数値。
- 13) 各年5月の数値。
- 14) 各年第1四半期の数値。時間外勤務を含む。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーカー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。